

2024年3月29日

事業主・事務担当者様

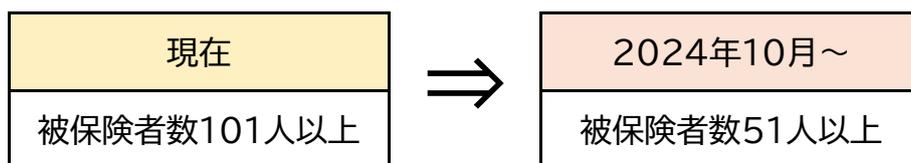
日本ITソフトウェア企業年金基金

### 短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大について

平素より当基金の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

#### 1. 短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大

短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大が2024年10月から施行され、「特定適用事業所」となる事業所の規模が「被保険者数51人以上」に拡大されます。



#### ※特定適用事業所

1年のうち6月間以上、厚生年金保険の被保険者(短時間労働者を除く)が所定の人数以上いることが見込まれる事業所

#### ※短時間労働者

以下の条件のすべてに該当する方

労働時間	週の所定労働時間が20時間以上
賃金	月額88,000円以上
勤務期間	2ヶ月を超える雇用の見込みがある
適用除外	学生ではないこと

詳細は、日本年金機構ホームページをご参照ください。

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.html>

新たに「特定適用事業所」となる事業所が当基金で行う手続きは次ページのとおりです。

## 2. 基金で必要な手続き

### ① 当基金の規約別表第1で加入者の範囲を「厚生年金保険の被保険者」としている事業所

適用拡大により新たに厚生年金保険の被保険者となる、基金の加入可能年齢の上限未満の労働者は、当基金の加入者となります。**本年10月1日以降、新たに厚生年金保険の被保険者となる方の「加入者資格取得届」の届出が必要です。**

(例)適用拡大で週20時間勤務のパートタイマーが厚生年金保険の被保険者となる  
⇒当基金にも「加入者資格取得届」を届出する

### ② 当基金の規約別表第1で加入者の範囲を限定している事業所

(例)正社員と役員のみ

適用拡大により新たに厚生年金保険の被保険者となる労働者が当基金の規約別表第1で規定している加入者の範囲外であれば、必要な手続きはありません。

(例)適用拡大で週20時間勤務のパートタイマーが厚生年金保険の被保険者となる  
⇒パートタイマーが加入者の範囲外であれば、必要な手続きはない

**※加入者の範囲は、ITS基金届出システム「ペンション・プラス」の「事業所情報確認」画面でご確認いただけます。**

## 3. 規約変更

申し出により当基金の規約別表第1で規定する加入者の範囲を変更できます。ただし、既に加入者となっている方(適用拡大で新たに厚生年金保険の被保険者となる方を含む)の加入者資格を喪失させる変更は、「給付減額」となり、原則としてできません。

加入者の範囲を一部の労働者に限定する場合は、変更後の加入者の範囲を明示する資料として就業規則や労働契約書のひな型をご提出いただきます。

(例)厚生年金保険の被保険者⇒就業規則第×条に規定する正社員および法人税法上の役員

規約変更には少なくとも2ヶ月程度のお時間をいただきます。ケースによっては行政当局への事前相談を行う必要があります。適用拡大に対応するため、加入者の範囲を変更されたい場合は、お早めにご相談ください。

〈お問い合わせ〉

業務グループ 電話:03-5114-5517(代表)